

相模原市 基本構想

人・自然・産業 が共生する 活力あるさがみはら



平成20年6月
相模原市

はじめに

相模原市では、社会環境の変化や津久井地域との合併を踏まえ、市民の皆様のご意見を伺うとともに、総合計画審議会でご審議をいただきながら、新しい総合計画の策定を進めており、基本構想については、平成20年6月の市議会定例会で議決されました。

基本構想は、まちづくりの基本的な理念や、おおむね20年後の本市の姿として「都市像」を示し、都市像を実現するために5つの基本目標と22の政策の基本方向を示した、本市のまちづくりの基本となる構想です。

今後は、この基本構想に基づき、基本計画と実施計画を策定していきます。

基本構想の構成

- 基本理念 P3
- 都市像 P3
- 基本目標 P3
- 基本目標 1.の政策の基本方向..... P4
- 基本目標 2.の政策の基本方向..... P6
- 基本目標 3.の政策の基本方向..... P7
- 基本目標 4.の政策の基本方向..... P8
- 基本目標 5.の政策の基本方向..... P9
- 基本構想の推進に向けて.....P10
- 基本構想の実現に向けた各取り組みのスケジュールP10
- 基本構想を実現するために.....P11

総合計画とは…

将来の相模原市をどのようなまちにしていけるのかを示す、まちづくりの指針となるものです。「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成されます。
 今後は、今回策定した「基本構想」を受け、基本構想で示す政策の基本方向に対応した施策を分野別に体系化した施策分野別の基本計画や、地域ごとの将来の方向性を示す地域づくりの基本計画を定めます。
 また、基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画として、前期、後期それぞれ5年間を計画期間とする実施計画を定めます。

総合計画の構成		計画期間
基本構想	基本理念	おおむね20年後を目標
	都市像	
	基本目標	
	政策の基本方向	
	基本構想の推進に向けて	
基本計画	重点プロジェクト	平成22年度～平成31年度(10年間)
	施策分野別の基本計画	
	地域づくりの基本計画	
	基本計画の推進に向けて	
実施計画	前期実施計画	5年ごとに策定
	後期実施計画	

※基本計画・前期実施計画は平成21年度に策定予定

相模原市 基本構想(平成20年6月30日議決)

わたくしたちのまちは、平成18年3月20日に相模原市、津久井町及び相模湖町が、平成19年3月11日には相模原市、城山町及び藤野町が合併し、人口70万を超える新しい相模原市として誕生しました。

この基本構想は、新しい相模原市のおおむね20年後の都市像を定め、その実現に向かって、すべての市民と行政との協働により、まちづくりを進めるために定めるものです。

基本理念

わたくしたちのまちは、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、先人の知恵とたゆまぬ努力により、豊かな水資源のもと、歴史と文化が培われ、発展してきました。

まちづくりの目的は、平和な社会のもと、すべての市民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、わたくしたちを取り巻く社会は、地球温暖化などの環境問題、人口減少や超高齢社会の到来、産業構造や雇用形態の変化、米軍基地の存在、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、心豊かな人づくりと次代に誇れるまちづくりを進めることが今に生きるわたくしたちの責務です。

わたくしたちは、一人ひとりがまちづくりの主役となり、豊かな自然を守り育て、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、住み、働き、学び、集うすべての人とともに生き、個性と創造力を発揮し、人と自然と産業が共生する活力ある相模原市を創造します。

都市像

わたくしたちは、基本理念を基調に、次の都市像の実現に向けてまちづくりを進めます。

人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら

基本目標

わたくしたちは、都市像を実現するため、次の5つの基本目標を定めます。

1. 『誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市』

2. 『学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市』

3. 『やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市』

4. 『活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市』

5. 『市民とともに創る自立分権都市』

基本目標

1. 『誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市』

誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、子どもを生き育てることができる環境づくり、市民ニーズに対応した福祉サービスの充実や地域で支えあう福祉活動を促進するとともに、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくり、適切な医療サービスを受けられる地域医療体制の充実を図るなど、いつまでも健やかにいきいきと暮らせる都市をつくります。

また、市民の生命と財産が守られる社会の実現に向け、防犯対策や交通安全対策を推進するとともに、自然災害に強い都市基盤づくり、防災対策、消防力の強化などにより、安全で安心して暮らせる都市をつくります。

『誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市』の実現をめざして

政策の基本方向

あたたかい地域福祉社会をつくります

1-1

誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすためには、人と人とのつながりを大切に、互いに支えあう地域福祉社会をつくる必要があります。

このため、高齢者や障害者などが安心して暮らせるよう、地域主体の福祉コミュニティづくりや福祉ボランティア活動への支援を進めるとともに、誰もが健康で文化的な生活が営めるよう、援護を必要とする人への自立援助を進めます。



政策の基本方向

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

1-2

次代を担う子どもたちが健やかに成長するためには、安心して子育てができ、すべての子どもたちがのびのびと育つための環境をつくる必要があります。

このため、子どもの個性や生活状況に配慮した保育などの充実や地域全体で支えあう子育て支援など、子どもが育つ環境づくりを進めるとともに、青少年の交流・体験の機会や場の充実を図るなど、青少年の健全育成を進めます。



政策の基本方向

高齢者がいきいきと暮らせる社会をつくります

1-3

高齢者が、安心していきいきと暮らすためには、地域で高齢者を見守り、支える仕組みづくりや、貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って地域社会の一員として活躍するための仕組みづくりが必要です。

このため、地域ケアサービスやいつまでも元気に暮らすための介護予防を進めるとともに、高齢者の社会参加と自己実現に向け、関係機関と連携した就労機会の充実や情報提供、ボランティア活動への参加の促進を図ります。

政策の基本方向

障害者がいきいきと暮らせる社会をつくります

1-4

障害者が、地域社会の一員として、住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、地域で支えあい、能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができる社会をつくる必要があります。

このため、すべての市民がともに生きるという理念のもと、障害の種別・程度にかかわらず、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援、就労支援や相談支援の充実などを進めるとともに、障害児を支援する療育体制の充実を図ります。

政策の基本方向

健康に暮らせる社会をつくります

1-5

誰もが健康に暮らすためには、地域に根ざした健康づくりへの取り組みや医療サービスが提供される環境づくりが必要です。

このため、疾病予防などのライフステージに応じた健康づくりを進めるとともに、増加する救急医療ニーズへの対応や、身近な地域で適切な医療サービスが受けられる体制づくりを進めます。

また、食の安全性の確保など、暮らしに密着した生活衛生の向上に努めます。



政策の基本方向

安全で安心して暮らせる社会をつくります

1-6

誰もが安心して暮らすためには、犯罪や事故などの被害、地震や台風などの自然災害から市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めることが必要です。

このため、防犯対策、交通安全対策、消費者の保護と自立への支援、航空機騒音などの基地に起因する様々な問題への対策を進めます。

また、自然災害に強い都市基盤づくりをはじめ、その地域特性に応じた防災対策や消防力の強化など、災害に強いまちづくりを進めます。



基本目標

2. 『学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市』

「人が財産^{たから}」という考えのもと、学ぶ喜びに満ちた安全な学校づくりに向け、教育内容や施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもたちが家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かに成長できる教育環境の充実した都市をつくります。

また、生涯学習社会の実現に向け、すべての世代の人が生涯を通じて学びあい、文化・芸術・自然・歴史とふれあう場やスポーツに親しむ機会をつくるなど、豊かで彩りある市民文化をはぐくみ、誰もが生きがいを持てる都市をつくります。

さらに、人権尊重社会と世界平和の実現に向け、すべての市民の人権が尊重される社会づくりを進めるとともに、「相模原市核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえ、世界平和に貢献する都市をつくります。

『学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市』の実現をめざして

政策の基本方向

心豊かな子どもをはぐくむ教育環境をつくります

2-1

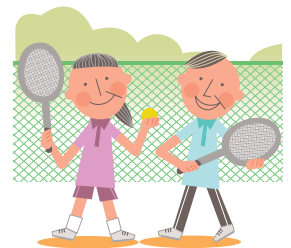
次代を担う子どもたちが、家族や郷土を愛し、広く世界に目を向け、心豊かに成長するためには、自らを主体的に創造していくための力や思いやりの心をはぐくむ学校教育を充実することが必要です。このため、一人ひとりの力を伸ばし、子どもたちの人権が尊重され、安全で、学ぶ喜びに満ちた学校生活を過ごすことができるよう、教育内容や施設の充実を図るとともに、教職員の人材育成や学校・家庭・地域の協力体制の強化を進めます。

政策の基本方向

生涯を通じ学習する人・スポーツする人を支援する社会をつくります

2-2

誰もが生きがいを持って学び、いつまでも健康に暮らしたいという欲求が高まるなか、市民の生涯学習・生涯スポーツに対する期待は、大きなものがあります。このため、生涯を通じ、いつでも学べる学習環境や学習機会の充実を図るとともに、誰もが身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりや機会の充実を図ります。



政策の基本方向

豊かな市民文化を創造する社会をつくります

2-3

豊かな市民文化を創造するためには、国際理解を深め、多種多様な文化や習慣を認識し、守り伝えられてきた貴重な文化を次代に伝えていくことが必要です。このため、誰もが身近で優れた文化芸術に親しむことができる機会の充実や、市民の文化活動・国際交流を促進するとともに、郷土意識の醸成などに向けて文化財の保存と活用を進めます。

政策の基本方向

人権と世界平和を尊重し、ともに生きる社会をつくります

2-4

誰もが等しく人間として尊重されるためには、一人ひとりがかけがえない存在として個性を認め合う「ともに生きる」社会を実現するとともに、平和に対する意識の向上を図ることが必要です。このため、すべての市民と行政との協働により、男女共同参画の取り組みを進めるなど、人権意識の普及に努めるとともに、平和意識の普及により、恒久的な世界平和の実現に貢献します。



基本目標

3. 『やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市』

広大で美しい山なみや貴重な水資源を有する都市として、持続可能な社会の実現に向け、温室効果ガスの排出削減や省エネルギー対策、家庭や企業のごみの減量化・資源化を進めるとともに、環境を守り育てる人づくりに取り組み、環境負荷の少ない、人と地球にやさしい都市をつくります。

また、やすらぎと潤いがあふれる自然環境や安全で快適な生活環境の創出に向け、水とみどりの保全・再生・活用や多様な生物の生息・生育環境を守るとともに、大気や水質などの生活環境の保全を進め、いつまでも人と自然が共生する都市をつくります。

さらに、市民の豊かな暮らしと活力ある都市の実現に向け、自然環境や生活環境への配慮のもと、ものづくり産業の集積、新たな成長産業の創出・育成、魅力ある商業・サービス業・農林業・観光を振興し、活力ある産業が育ち、栄える都市をつくります。

『やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市』の実現をめざして

政策の基本方向

次代につなぐ持続可能な社会をつくります

3-1

地球温暖化など、環境問題の解決に向けた取り組みが世界的に進められるなか、環境を守り、次代につなぐため、環境対策に積極的に取り組むことが必要です。

このため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任に基づき、温室効果ガスの削減や再生可能なエネルギーの活用など、環境負荷を低減する取り組みを強化するとともに、環境にやさしい製品・技術の開発やサービスの提供を促進するなど、環境と経済の好循環の実現に向けた取り組みを進めます。

政策の基本方向

限りある資源を大切にす循環型社会をつくります

3-2

ごみの減量化・資源化を進め、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がそれぞれ連携・協力して、自主的・主体的な取り組みを進めることが必要です。

このため、家庭ごみや事業系ごみの発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用を進めるとともに、ごみの収集運搬から最終処分に至る処理過程において、限りある資源を大切にす取り組みや、ごみ焼却に伴うエネルギーの効率的な回収を推進するなど、資源を循環させる社会づくりを進めます。



政策の基本方向

恵み豊かな自然環境を守り育てます

3-3

やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次代へつなぐためには、多様な生物の生命、清らかな水や豊かなみどりを大切に守り育てることが必要です。

このため、丹沢などの奥山、生活と深く関わってきた里山、市街地の貴重なみどり、川や湖などの水辺環境の保全・再生・創出を行い、多様な生物の生息・生育環境の確保を進めるとともに、市民・県民の生活と産業を支える水資源を守ります。

政策の基本方向

人にやさしい快適な生活環境をつくります

3-4

社会情勢の変化や都市化が進展するなか、誰もが健康で安全に暮らすためには、大気や水が守られ、やすらぎがあふれる快適な生活環境をつくる必要があります。

このため、大気、水、土壌などの市民生活を取り巻く環境の保全や公共下水道などの生活排水対策を進めるとともに、魅力ある公園づくりやみどり豊かな都市空間の創造に向けた取り組みを進めます。

政策の基本方向

地域経済と雇用を支える産業を振興します

3-5

産業構造や雇用形態の変化が進むなか、活力ある社会を創出し、市民の豊かな暮らしを実現するためには、地域経済や雇用を支える産業の持続的な発展が必要です。

このため、自然環境・生活環境への配慮のもと、ものづくり産業の集積や新たな成長産業の創出、いきいきと働ける環境づくり、商業・サービス業・農業などの暮らしに身近な産業を振興するとともに、豊かな自然や多彩な伝統・文化などの地域資源を生かした魅力ある観光を振興します。

基本目標

4. 『活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市』

首都圏南西部における広域的な交流拠点都市として、暮らしの利便性の向上や地域経済活動の発展に向け、国や県、周辺市町村との連携により、さがみ縦貫道路などの広域交通ネットワークの整備や鉄道・バスなどの公共交通の利便性を高めるとともに、活力ある中心市街地づくりや新しい拠点づくりを進め、人・もの・情報が活発に行き交い、市民活力、都市活力がはぐくまれる都市をつくりま

す。また、魅力ある景観や良好な住環境の形成に向け、貴重な自然や、歴史的・文化的な景観を保全し、地域の特色を生かした、まちなみの美しい都市をつくりま

す。さらに、基地の早期全面返還に向け、相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区の返還運動を進め、市民が快適に暮らせる都市をつくりま

『活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市』の実現をめざして

政策の基本方向

地域の特色を生かした土地利用を進めます

4-1

良好な市街地と広大で美しい山なみや貴重な水資源を有する本市において、快適な市民生活の実現や都市の健全な発展を図るためには、適正かつ計画的に土地利用を進めることが必要です。

このため、公共の福祉の優先、防災面での配慮を基本として、市街地における産業と住環境の調和、地域振興を図るための適切な土地利用の誘導、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全など、地域の特色を生かした土地利用を進めます。

政策の基本方向

魅力あふれる質の高い都市をつくりま

4-2

首都圏南西部に位置する本市の広域的な役割が増すなか、魅力あふれる質の高い都市をつくるためには、複数の拠点を持つ本市の特色を生かしたまちづくりが必要です。

このため、人と環境にやさしいまちづくりを基本とし、商業、文化、業務などの機能が高度に集積する中心市街地の魅力を高めるとともに、産業や居住などの機能が集積した新しい拠点づくりを進めます。

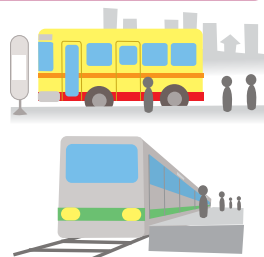
政策の基本方向

都市を支える交通基盤をつくりま

4-3

少子化や超高齢社会の到来、環境意識の高まりなど、社会情勢が変化するなか、市民の暮らしや地域経済活動などを支え、発展させるためには、交通基盤のさらなる充実・強化を図ることが必要です。

このため、市内幹線道路の整備や鉄道・バス交通の充実を図るなど、利便性の高い公共交通網の確立をめざすとともに、暮らしに身近な道路の安全性を高めるなど、人にやさしいみちづくりを進めます。



政策の基本方向

魅力ある景観やゆとりある住環境の形成を図りま

4-4

やすらぎと潤いのある住環境や生活の質への関心が高まるなか、暮らしの快適性などの市民生活の質の向上を図るためには、魅力ある景観や良好な住環境を形成することが必要です。

このため、すべての市民と行政との協働により、貴重な自然や、歴史的・文化的な景観などのまちの景観を保全するとともに、住む人にゆとりと安全をもたらす住環境づくりを進めます。

政策の基本方向

基地全面返還の実現をめざしま

4-5

本市では、これまでにキャンプ淵野辺などの返還が実現したものの、現在も相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区が存在し、市民生活や計画的なまちづくりの障害となっています。

このため、基地の早期全面返還と計画的な跡地利用に向け、市民、市議会、行政が一体となり、粘り強い運動を展開していきます。

基本目標

5.

『市民とともに創る自立分権都市』

地方分権が進むなか、地域の特色が生きる都市づくりに向け、市民、自治会などの地域団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関、行政など、まちづくりを担う多様な主体の協働により、自主・自立のまちづくりを進め、分権型社会に対応した都市をつくります。

また、一人ひとりがまちづくりの主役となる社会の実現に向け、積極的な情報公開により、すべての市民と行政が情報を共有し、考えをともに理解しあい、本市を取り巻く様々な課題に対応する市民が主体の都市をつくります。

『市民とともに創る自立分権都市』の実現をめざして

政策の基本方向

個性豊かな地域コミュニティをつくります

5-1

個性豊かな地域の特色を生かしたまちづくりを進めるためには、市民、自治会などの地域団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関、行政など、多様な地域社会の一員が協力・連携・補完しあうことが必要です。

このため、まちづくりにおける情報の共有化のもと、地域社会を担う各々が自主的に取り組む公益的な活動への支援や、地域が主体的に身近な課題の解決や魅力づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

政策の基本方向

行政サービスの質の向上を図ります

5-2

市民生活の多様化が進むなか、誰もが必要なときに身近な場所で行政サービスを受けることができるとともに、より一層の行政サービスの充実が必要です。

このため、最寄りの行政窓口で必要な行政サービスを効率的に提供できる体制づくりを進めるとともに、市民の声を市政に反映させる広聴・相談業務の充実と積極的な情報公開を図ります。



基本構想を実現するために

今後、基本構想に掲げた都市像を実現するために、様々な取り組みを進めていきます。

総合計画

基本構想

都市像 (20年後の相模原市の姿です)

人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら

基本目標 (都市像を実現するために掲げた目標です)

安心・福祉

教育・文化

環境共生

広域交流拠点

自立分権

基本計画 (基本構想を受けて、市の取り組みの方向性を示す計画)

実施計画 (基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画)

新都市計画 マスタープラン

※都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備と市街地開発事業等の都市計画の方針を定めるもの

連携・整合

その他の部門別計画

※基本目標(安心・福祉、教育・文化、環境共生、広域交流拠点、自立分権)ごとの各部門の計画

計画に基づき、各担当部局が
様々な取り組み・事業を実施します!

人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら





相模原市 企画財政局 企画部 企画政策課

〒229-8611 神奈川県相模原市中央2-11-15

TEL:042-769-8203 FAX:042-753-9413(代表)

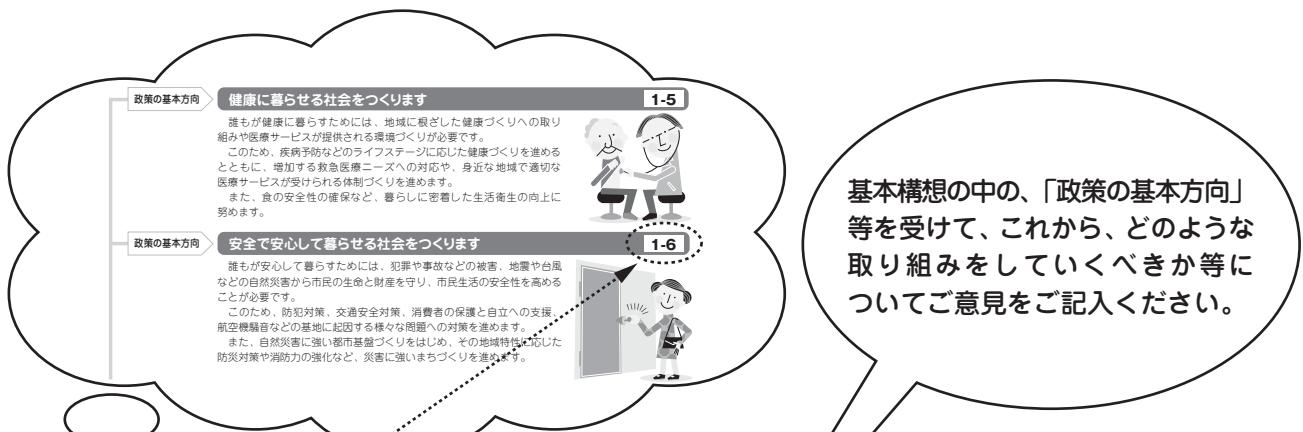
E-mail:kikaku-3@city.sagamihara.kanagawa.jp

今後の取り組み（基本計画の策定に向けて）に関する意見募集

募集期間：平成20年9月30日（火）まで

本パンフレットでは、平成22年4月からスタートする新しい総合計画の「基本構想」を紹介しています。今後は、この「基本構想」に基づき、より具体的な取り組みを示す「基本計画」及び「実施計画」の策定を進めていきます。

「基本計画」の策定にあたり、より多くの皆様からのご意見を反映させていただきたいと考えておりますので、皆様のご意見・ご提案をお寄せください。（裏面が意見記入用紙となっています。また、市ホームページにも意見記入用紙がありますのでご活用ください。）



（記入例）

基本構想の該当箇所	意見の内容
1-6	小学校や中学校での、交通安全教育に力を入れるべきだ。
その他	〇〇のために、△△に取り組むべきと考える。

該当する「政策の基本方向」等の右端の番号をご記入ください。

その他、「総合計画」全般について、自由なご意見をご記入ください。

提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ① 出張所・総合事務所・公民館の各窓口を設置されている意見回収箱へ投函
- ② ファックスで送信 [042-753-9413(代表)]
- ③ 封入し、郵送（〒229-8611 相模原市中央2-11-15 相模原市 企画政策課 行）
- ④ 企画政策課（市役所本館3階）へ直接持参
- ⑤ 意見をEメールで送信（kikaku-3@city.sagamihara.kanagawa.jp）

※原則として、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。
※ご意見内容を公開させていただくことがあります。